

# 65歳以上の方の 介護保険料のお知らせ

【問合せ】福祉課 高齢福祉係（三日月庁舎）

担当 下村・村岡 ☎73-8820

佐賀中部広域連合業務課 ☎40-1135

※8月から、保険料が変更になる場合もあります。

## ◆普通徴収

（納付書・口座振替）

4月から7月までは、平成23年4月1日（賦課期日）現在の世帯の状況と、平成22年度住民税の課税状況等により算定した保険料を暫定的に納付することになりますので、送付される納付書又は口座振替により納付してください。

平成23年度の納入通知書は、4月中旬頃に送付します。

## ◆4月2日以降に

65歳になる方

介護保険料の通知書を65歳になる月の翌月に送付します。徴収方法は、普通徴収となりますので、送付される納付書または口座振替により毎月納付してください。

4・6・8月の納付額は、平成23年度の住民税の課税状況が確定していないため、平成22年度2月と同額を天引き

## □口座振替が便利です

手続きは、納入通知書に同封されている申込書に記入してポストに投函するだけです。

## □介護保険料の減免

火災などの特別な事情により保険料の納付が困難な場合は、保険料徴収を猶予したり、減免する等の制度があります。また、保険料段階が第3段階の方を対象とした減免制度もあります。こちらの申請は、7月下旬から受け付けます。福祉課又は佐賀中部広域連合で申請してください。



## 平成23年度 65歳以上の方の段階別介護保険料額

保険料段階	対象者	算式	保険料
第1段階	生活保護を受給している方。又は、世帯全員の住民税が非課税で老齢福祉年金を受給している方	基準額 ×0.5	月額 2,146円 (年額25,752円)
第2段階	世帯全員の住民税が非課税で、前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 ×0.5	月額 2,146円 (年額25,752円)
第3段階	世帯全員の住民税が非課税で、第2段階に該当しない方	基準額 ×0.75	月額 3,219円 (年額38,628円)
第4段階	本人の住民税が非課税の方で、前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額が80万円以下の方（世帯に課税者がいる場合） ※通知書等での標記は、特例第4段階となります。	基準額 ×0.91	月額 3,906円 (年額46,872円)
	本人の住民税が非課税の方で上記以外の方（世帯に課税者がいる場合） ※通知書等での標記は、第4段階となります。	基準額	月額 4,292円 (年額51,504円)
第5段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額 ×1.16	月額 4,979円 (年額59,748円)
第6段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	基準額 ×1.25	月額 5,365円 (年額64,380円)
第7段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が200万円以上の方	基準額 ×1.5	月額 6,438円 (年額77,256円)